

公安委員会 説明資料 No. 1	令和8年度における留置業務に関する実地監査 計画について	令和8年4月16日 警務部
---------------------	---------------------------------	------------------

**議題事項**

**刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第18条の規定により、令和8年度における実地監査計画を策定するもの**

**1 対象所属及び実施時期**

留置施設を閉場した東かがわ警察署、高松東警察署及び高松西警察署を除く9警察署を対象とし、各所属の留置・護送状況等を勘案しながら四半期毎に数所属ずつ選定して実施する。

**2 監査官**

警務部留置管理課長

**3 監査項目**

- (1) 留置業務管理者による関係者に対する指揮監督に関すること
  - ア 適切な留置管理体制の構築
  - イ 留置業務管理者等による的確な実態把握と具体的措置
  - ウ 本部留置管理課長への報告と連携
- (2) 留置担当官による留置施設の管理に関すること
  - ア 留置施設からの逃走等の防止
  - イ 留置場内への危険物その他の物品の持ち込まれ防止対策等
  - ウ 居室等の鍵の保管
  - エ 被留置者の物品管理及び処方薬の管理
  - オ 適切な護送業務の推進
- (3) 留置管理業務と捜査との区別に関すること
 

捜査と留置の分離と連携
- (4) 被留置者の性別、地位その他の属性に応じた処遇の実施に関すること
  - ア 女性被留置者や性同一性障害者、外国人被留置者等への対応
  - イ 医療を必要とする被留置者、飲食物を摂取しない被留置者への対応
  - ウ 精神障害者又はその疑いのある被留置者への対応
  - エ 特別要注意者への対応
- (5) 留置施設の規律及び秩序を適正に維持するために執る措置及び不服申立ての処理に関すること
  - ア 問題被留置者への対応
  - イ 反則行為に対する禁止措置
  - ウ 戒具の使用及び保護室への収容
  - エ 不服申立てへの対応
- (6) 被留置者の取り違え防止と要配慮個人情報管理状況
 

※ この他、必要に応じて監査項目を変更する場合がある。

公安委員会 説明資料 No. 2	令和7年度における留置業務に関する実地監査 結果について	令和8年4月16日 警務部
---------------------	---------------------------------	------------------

**報告事項**

**香川県警察における留置業務に関する訓令第14条第3項の規定により、令和7年度における実地監査結果を報告する。**

**1 実施時期及び対象所属**

実施日	対象所属	実施日	対象所属
令和7年5月21日	観音寺警察署	令和7年10月1日	高松南警察署
令和7年5月28日	坂出警察署	令和7年10月20日	高松北警察署
令和7年6月3日	三豊警察署	令和7年10月28日	さぬき警察署
令和7年8月27日	丸亀警察署	令和7年11月5日	琴平警察署
令和7年9月17日	小豆警察署		

**2 監査官**

警務部留置管理課長

**3 監査項目**

- (1) 留置業務管理者による関係者に対する指揮監督に関すること
  - ア 適切な留置管理体制の構築
  - イ 留置業務管理者等による的確な実態把握と具体的措置
  - ウ 大規模災害対策
- (2) 留置担当官による留置施設の管理に関すること
  - ア 留置施設からの逃走等の防止
  - イ 留置場内への危険物その他の物品の持ち込まれ防止対策等
  - ウ 貸与する寝具、衣類等の適正管理
- (3) 留置管理業務と捜査との区別に関すること
 

捜査と留置の分離と連携
- (4) 被留置者の性別、地位その他の属性に応じた処遇の実施に関すること
  - ア 女性被留置者や性同一性障害者、外国人被留置者等への対応
  - イ 医療を必要とする被留置者への対応
- (5) 留置施設の規律及び秩序を適正に維持するために執る措置及び不服申立ての処理に関すること
  - ア 特別要注意者等への対応と反則行為に対する禁止措置
  - イ 戒具の使用及び保護室への収容状況
  - ウ 不服申立てへの対応

(6) 適切な護送業務の推進

(7) 被留置者の取り違え防止と要配慮個人情報管理状況

#### 4 監査結果

令和7年度の実地監査において、早急に是正改善すべき指摘事項は認められなかった。

特に良好であった点として、

- ・ 警務部長賞に満たない実績の護送補勤者に署長賞を授与する等士気高揚方策がとられている。
- ・ 保護室収容前後の動静が細かく記録されている。
- ・ 体調不良の申し出に対し、迅速かつ必要な医療措置を講じている。
- ・ 重篤な疾病を持った被留置者に適切な医療を受けさせ、早期移送を図るなど適正な対応がとられている。

等が挙げられ、各署にも紹介のうえ、執るべき施策の指針とした。

次に指導事項として

- ・ 大規模災害時の避難計画等が策定されているが、署員への周知が未了である。
- ・ 飛散防止措置の執られていない照明器具が一部残っている。
- ・ 金品出納簿に鉛筆書きや修正テープを使用して訂正している箇所がある。
- ・ 留置主任官の不在時における鍵の管理が曖昧である。
- ・ 当直責任者、副責任者の巡視が低調な日が散見される。
- ・ 反則行為に該当する行為が発生しているのに禁止措置適用の検討がされていない。
- ・ 非常用の予備鍵の封印が更新されていない。
- ・ 捜査・留置・取調監督部門間の会議開催の記録がない。
- ・ 必要な訓練が実施されていない。

等、取り組み方法の改善や確実な記録化を行うことで是正を図るよう指導を行った。

ただし施設の改修等、予算措置を伴うものにあっては、応急的な措置を執った。機器等の交換が必要なものは優先度合を踏まえた関係所属と調整中である。

**報告事項**

**香川県職員倫理条例に基づく令和8年第1四半期(1～3月)の贈与等報告書の提出があったので報告する。**

**1 報告の対象となる期間**

令和8年1月1日から3月31日までの間

**2 報告の対象となる職員**

管理職員（給料の特別調整額の支給を受ける職員）

**3 報告件数**

3件

- 術科訓練に従事する署員への慰労として現金を受領（高松南警察署）
- 警察活動に対する慰労として肉うどんの接待を受領（丸亀警察署）
- 警察活動に対する慰労としてかけそばの接待を受領（琴平警察署）

**4 参考（贈与報告書の閲覧）**

香川県職員倫理条例第6条第2項の規定による閲覧の対象（1件につき2万円を超える場合）は、2件である。

公安委員会 説明資料 No. 4	令和8年3月中の苦情申出の受理・処理状況 について	令和8年4月16日 警務部
---------------------	------------------------------	------------------

報告事項

- 令和8年3月中の苦情申出受理件数 ～ 公安委員会1件、警察7件
- 令和8年の苦情申出総受理件数 ～ 公安委員会4件、警察15件

1 月別苦情申出受理件数

区 分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
公安委員会	件数	2	1	1										4
	前年比	+2	±0	±0										+2
警察	件数	7	1	7										15
	前年比	+7	-1	+4										+10

2 苦情内容別受理・処理件数

内 容	公安委員会					警察				
	3月		累計			3月		累計		
	受理	処理	受理	処理	調査中	受理	処理	受理	処理	調査中
遺失・拾得届										
窓口・電話対応										
各種保護									1 (1)	
職務質問・検問										
110番対応・臨場				1 (1)			1	1	1	
各種相談				1 (1)					1 (1)	
少年補導										
被害届等								1		1
告訴・告発										
捜査(逮捕、取調等)	1	1	2	2 (1)	1	5	1	8	6 (5)	9(2)
交通指導取締り			1	2 (2)	1	1	1 (1)	1	1 (1)	1
交通事故処理									1 (1)	
その他		1	1	2 (1)		1	2	4	2	3(1)
合 計	1	2	4	8 (6)	2	7	5 (1)	15	13 (9)	14(3)

(注) 上記表中の ( ) 内の数字は、前年までの受理分で内数

3 主な感謝事例

なし